

2020羽村×八丈エコ教室

「東京の島と多摩の自然を身をもって感じ、
楽しく学ぶ環境学習！」

～リーダー募集～

【募集期間】4月1日(水)～15日(水)

※定員を超えた場合は抽選により決定します

【八丈島現地活動期間】

8月10日(月)～12日(水)

【羽村・奥多摩現地活動期間】

8月12日(水)～14日(金) ※現地活動は続けての活動になります



現地体験活動プログラム(4泊5日)

【八丈島現地活動】体験スクーバ・ダイビング/海洋クルージング/地層学習 など

【羽村・奥多摩現地活動】キャニオニング/水生生物学習/ごみ焼却施設見学 など

募集人数 3名程度 / 費用 参加費無料・交通費実費弁償

事前学習会 7月中いずれかの土日…3時間程度

★現地活動体験 8月10日(月)～14日(金)

事後学習会 現地活動終了後8月中いずれかの
土日…3時間程度

事後報告会 9月13日(日)…1時間程度

応募 参加申込書及び約款を以下問い合わせ先のいずれかへ提出

※パスワードを付した上でのメール提出も可能です

応募条件:八丈町に1年以上お住まいになったことがある19歳以上(当該年度内に達する者を含む)
次の条件を全て満たす方

- 1.心身共に健康で、羽村市及び八丈町における全ての現地活動(屋外活動・宿泊を含む)に参加できる。
- 2.活動を通じて得た知識及び経験を今後の生活や社会活動に役立てることができる。

注意事項

- 1.参加者の故意または過失により本実行委員会等の主催者が損害を被った場合は、保護者は損害を賠償していただく場合があります。
- 2.参加者は、実行委員会等の主催者から提供された情報を活用し、指示に従い、参加者の権利義務その他の事業の内容について協力し、理解しなければなりません。
- 3.応募及び事業活動中の個人情報は、本事業の業務の範囲で使用します。また報告書や羽村市広報等に使用することがあります。
- 4.天候や災害等のやむを得ない事由により、事業期間が短縮、延長、または中止する場合があります。

みどり東京計画実行委員会 事務局:羽村市産業環境部環境保全課、八丈町企画財政課企画情報係、
特定非営利活動法人八丈島産業育成会

問い合わせ 八丈町企画財政課企画情報係 ☎:04996-2-1120 ✉:ha130@town.hachijo.tokyo.jp
特定非営利活動法人八丈島産業育成会(三根・山田屋内) ☎:04996-2-1161



令和2年度みどり東京計画実行委員会

2020 羽村×八丈エコ教室 リーダー 参加申込書

年 月 日現在

初参加の方は、3ヶ月以内に撮影された本人写真を併せてご提出ください。

サイズ不問・スマートフォンでの撮影画像可。
メール送信可。

ふりがな			
氏名			
生年月日	西暦 年 月 日生 (満 歳)	男・女	
現住所	〒		電話番号
メールアドレス			
緊急連絡先	〒		電話番号
(氏名:)			
現在通っている学校名・学部・学年 <small>学生の方のみご記入ください</small>			
私・公立	大学・専門学校	学部	年生
現在勤めている企業名・勤続年数 <small>社会人の方のみご記入ください</small>			
			在職 年目
過去に携わったことのある青少年団体活動、ボランティア活動や行政主催事業の経験			
年	月	内容	
趣味・特技			
応募動機及び環境保全活動に対する考え方 【ご自身が思うことを率直・簡単に記載してください】			

みどり東京計画実行委員会参加約款

(組織目的)

第1条 みどり東京計画実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、東京都市長会及び東京都町村会による39市町村共同事業助成事業多摩・島しょ広域連携活動助成事業子ども体験塾助成金を受けて、羽村市、八丈町及び特定非営利活動法人八丈島産業育成会が連携して体験型環境配慮活動の企画及び運営を行う組織である。

(運営)

第2条 原則として、39市町村共同事業助成事業多摩・島しょ広域連携活動助成事業子ども体験塾助成金をもって運営し、その助成金の範囲内をもって行います。助成金不交付等により予算が措置できない場合には本事業を中止することがあります。

(事業期間)

第3条 参加決定日より令和3年3月31日までとします。

(参加費用及び報酬)

第4条 費用及び報酬等は、次のとおりとし、承諾するものとします。

参加費用は無償とし、報酬なし、費用弁償(合理的最短経路の電車賃)は上限8,000円とします。

自らの所得となるものについては、自ら確定申告するものとします。

2 前項によらず、次に掲げる事由が生じた際には、その要した費用を限度として自己負担とします。

荒天、地震、火災等の天災により延泊を要するとき

個人の用に要するもの

疾病、事故に要した費用について、実行委員会等が措置した保険の限度を超える部分

本人の責に帰すべきもの

その他、実行委員会等が締結した旅行手配代行者との契約により旅行手配代行者の負担とならないもの

(対象)

第5条 対象となる者は、八丈町出身者、もしくは、八丈町在住者で、次の条件を満たす者とします。

19歳以上の者(令和2年度中に満19歳に達するものを含む)

心身共に健康で屋外活動を行うことができる者 PADIディ स्कァー・スクール・ダイビングを行える要件を備えていること

原則として全ての現地活動に参加できる者

本事業を通じて得た知識や経験を今後の生活や社会活動に役立てることができる者

(募集人数)

第6条 募集人数は3名程度とし、原則として性別に偏りが無いよう勘案します。また、当事業の経験者を優先します。

(募集期間)

第7条 令和2年4月1日(水)から開始し、同年4月15日(水)まで受付を行います。

窓口は八丈町役場企画財政課及び特定非営利活動法人八丈島産業育成会とします。

郵送又は電子データ提出の場合は受付終了日に八丈町役場企画財政課へ到達したもので受付するものとします。

2 前項の募集期間内に定員に達しないときは、受付期間を延長して行います。

(選考)

第8条 応募者数が第6条の人数を超えたときは、参加申込書に記載の内容から優先順位を定め、上位の者より決定します。なお、評価は参加申込書に記載していただく次の事項について行うものとします。

ア 過去に携わったことのある青少年団体活動、ボランティア活動や行政主催事業の経験

イ 応募動機

ウ 環境保全に対する考え方

(選考結果の通知)

第9条 選考結果の通知は、みどり東京計画選考結果通知書の送付により行います。

(補償)

第10条 補償は実行委員会等が措置する旅行等に関する保険の補償の範囲を限度とします。限度を超えた部分については自己の負担とし、実行委員会等の主催者は、その責を負いません。

損害等について実行委員会等の主催者が責任を負うときは、前項により支払われた補償金は、実行委員会等の主催者の損害賠償金とみなします。

参加する者が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の実行委員会等又は旅行手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、実行委員会等の主催者は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(辞退)

第11条 参加する者は原則として全ての事業に参加しなければなりません。次に掲げる場合においては本人又は保護者が辞退をすることができます。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由が生じた場合において、事業の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

その他、実行委員に疾病、傷病などやむを得ない事由が生じたとき。

(費用の払戻し)

第12条 本実行委員会において、参加する者が負担した費用の弁済及び充当する報酬の払い戻しは、行いません。

(賠償)

第13条 参加する者の故意又は過失により実行委員会等の主催者が損害を被ったときは、本人及び保護者は損害を賠償しなければなりません。

(協力義務)

第14条 参加する者は、実行委員会等の主催者から提供された情報を活用し、指示に従い、参加する者の権利義務その他の事業の内容について協力し理解しなければなりません。

(その他)

第15条 応募及び事業参加中の個人情報、本事業の事務の範囲で使用します。また、報告書や羽村市、八丈町、NPO法人八丈島産業育成会及び東京都市長会等関係機関の広報等に使用することがあります。

【上記事項を確認し、承諾して参加します。】

参加者署名(自筆)

保護者署名(自筆)

参加者が20歳以上である場合は不要といたします。

みどり東京計画実行委員会参加約款（控え）

（組織目的）

第1条 みどり東京計画実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、東京都市長会及び東京都町村会による39市町村共同事業助成事業多摩・島しょ広域連携活動助成事業子ども体験塾助成金を受けて、羽村市、八丈町及び特定非営利活動法人八丈島産業育成会が連携して体験型環境配慮活動の企画及び運営を行う組織である。

（運営）

第2条 原則として、39市町村共同事業助成事業多摩・島しょ広域連携活動助成事業子ども体験塾助成金をもって運営し、その助成金の範囲内をもって行います。助成金不交付等により予算が措置できない場合には本事業を中止することがあります。

（事業期間）

第3条 参加決定日より令和3年3月31日までとします。

（参加費用及び報酬）

第4条 費用及び報酬等は、次のとおりとし、承諾するものとします。

参加費用は無償とし、報酬なし、費用弁償（合理的最短経路の電車賃）は上限8,000円とします。

自らの所得となるものについては、自ら確定申告するものとします。

2 前項によらず、次に掲げる事由が生じた際には、その要した費用を限度として自己負担とします。

荒天、地震、火災等の天災により延泊を要するとき

個人の用に要するもの

疾病、事故に要した費用について、実行委員会等が措置した保険の限度を超える部分

本人の責に帰すべきもの

その他、実行委員会等が締結した旅行手配代行者との契約により旅行手配代行者の負担とならないもの

（対象）

第5条 対象となる者は、八丈町出身者、もしくは、八丈町在住者で、次の条件を満たす者とします。

19歳以上の者（令和2年度中に満19歳に達するものを含む）

心身共に健康で屋外活動を行うことができる者 PADIディブス・スクーバ・ダイビングを行える要件を備えていること

原則として全ての現地活動に参加できる者

本事業を通じて得た知識や経験を今後の生活や社会活動に役立てることができる者

（募集人数）

第6条 募集人数は3名程度とし、原則として性別に偏りがないよう勘案します。また、当事業の経験者を優先します。

（募集期間）

第7条 令和2年4月1日（水）から開始し、同年4月15日（水）まで受付を行います。

窓口は八丈町役場企画財政課及び特定非営利活動法人八丈島産業育成会とします。

郵送又は電子データ提出の場合は受付終了日に八丈町役場企画財政課へ到達したもので受付するものとします。

2 前項の募集期間内に定員に達しないときは、受付期間を延長して行います。

（選考）

第8条 応募者数が第6条の人数を超えたときは、参加申込書に記載の内容から優先順位を定め、上位の者より決定します。なお、評価は参加申込書に記載していただく次の事項について行うものとします。

ア 過去に携わったことのある青少年団体活動、ボランティア活動や行政主催事業の経験

イ 応募動機

ウ 環境保全に対する考え方

（選考結果の通知）

第9条 選考結果の通知は、みどり東京計画選考結果通知書の送付により行います。

（補償）

第10条 補償は実行委員会等が措置する旅行等に関する保険の補償の範囲を限度とします。限度を超えた部分については自己の負担とし、実行委員会等の主催者は、その責を負いません。

損害等について実行委員会等の主催者が責任を負うときは、前項により支払われた補償金は、実行委員会等の主催者の損害賠償金とみなします。

参加する者が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の実行委員会等又は旅行手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、実行委員会等の主催者は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

（辞退）

第11条 参加する者は原則として全ての事業に参加しなければなりません。次に掲げる場合においては本人又は保護者が辞退をすることができます。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由が生じた場合において、事業の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

その他、実行委員に疾病、傷病などやむを得ない事由が生じたとき。

（費用の払戻し）

第12条 本実行委員会において、参加する者が負担した費用の弁済及び充当する報酬の払い戻しは、行いません。

（賠償）

第13条 参加する者の故意又は過失により実行委員会等の主催者が損害を被ったときは、本人及び保護者は損害を賠償しなければなりません。

（協力義務）

第14条 参加する者は、実行委員会等の主催者から提供された情報を活用し、指示に従い、参加する者の権利義務その他の事業の内容について協力し理解しなければなりません。

（その他）

第15条 応募及び事業参加中の個人情報、本事業の事務の範囲で使用します。また、報告書や羽村市、八丈町、NPO法人八丈島産業育成会及び東京都市長会等関係機関の広報等に使用することがあります。